



紀の川市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年5月改定）【概要版】

1. 計画の性格

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき市が作成する計画
- 紀の川市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置及び関係機関との連携などを示すもの

2. 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

3. 計画改定の経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、関連する法改正等を踏まえ、政府行動計画、県行動計画が全面改定されたことに伴い、市行動計画（平成26年策定）についても全面的に改定

4. 計画の対象となる感染症

感染症の分類	概 要
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行し、その後流行することなく長期間経過しているもの
指定感染症	現在、感染症法で位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

5. 計画改定のポイント

- 対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定
- 保健と物資の対策項目を追加し、7つの対策項目の取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載
- 予防接種事務のデジタル化等、国との情報共有について明記

6. 対策の時期区分

準備期

・発生前の段階

初動期

・国内外で発生した直後
・政府対策本部の基本的対処方針が定められ実行されるまでの期間

対応期

・封じ込めを念頭に対応する時期
・病原体の性状等に応じて対応する時期
・ワクチン等により対応力が高まる時期
・基本的な感染症対策に移行する時期

7. 計画の構成

第1部

新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- ・感染症危機を取り巻く状況
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第2章 紀の川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

第3章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- ・新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- ・新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- ・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- ・新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- ・対策推進のための役割分担
- ・新型インフルエンザ等対策の対策項目

第2部

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3章 まん延防止

第4章 ワクチン

第5章 保健

第6章 物資

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

8. 各対策項目の主な取組

	準 備 期	初 動 期	対 応 期
実 施 体 制	■訓練の実施 ■市行動計画の作成や体制整備 ■関係機関の連携強化	■市対策本部設置の検討 ■人員体制の強化 ■予算の確保	■市対策本部設置と廃止 ■職員の派遣、応援等の要請 ■緊急事態措置の検討
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■感染症等に関する普及啓発 ■感染症発生時の情報提供・共有体制の整備	■新型インフルエンザ等の市民等への情報提供・共有 ■コールセンター等の設置	■あらゆる情報媒体による市民等への迅速かつ一体的な情報提供・共有 ■コールセンター等の継続
まん延防止	■基本的な感染症対策の普及 ■有事の対応等への理解の促進	■まん延防止対策の準備	■外出自粛、営業時間の変更や休業、学級閉鎖や休校等、県が行う要請への協力
ワ ク チ ン	■接種資材の確保方法等の確認 ■医師会等と連携等、接種体制の検討 ■特定接種・住民接種の体制構築 ■市民等へワクチン等の情報提供 ■予防接種事務のデジタル化の推進	■接種資材の確保 ■医療従事者等の確保と特定接種の支援 ■住民接種の予定数・接種勧奨・受付方法の検討 ■人員体制・接種会場の確保	■接種医療機関等へのワクチン等の配分 ■特定接種、住民接種の実施 ■予防接種に関する情報提供と共有 ■接種記録の管理 ■健康被害救済制度に係る対応
保 健	■人材育成・連携体制の構築	■保健所等の有事体制移行への協力	■県が行う健康観察・生活支援への協力
物 資	■感染症対策物資等の備蓄		
市民生活及び地域経済の安定の確保	■支援実施に係る仕組みの整備 ■市民等への食料品や生活必需品の備蓄勧奨 ■要配慮者への生活支援等の準備	■事業者に対する事業継続の準備や感染対策等、県が行う要請への協力 ■事業者及び市民等に対する生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけや要請 ■遺体の火葬・安置の準備	■市民の生活の安定を確保するための支援の実施 ■埋葬・火葬の特例措置等の実施 ■社会経済活動の安定の確保に必要な措置の実施